

篠栗町公示第81号
令和8年9月16日

篠栗町長 三 浦 正



地方税法第13条第1項及び第20条の規定に基づき令和8年度町県民税の変更通知書を郵送しましたところ、転居先不明等の理由により返送されてきました。

よって、地方税法第20条の2第1項及び第2項の規定により下記のとおり公示いたします。
変更通知書は、役場税務課にて保管してありますので速やかに来庁し受領してください。

なお、来庁無き場合は地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

記

令和8年度町県民税変更通知書公示送達者一覧表

黒川 信明		
-------	--	--

以上